

# 磯野設備株式会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、磯野設備株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 給排水設備、衛生設備、空調設備、消火栓設備等の管工事
- 2 前号の設備機器の販売・修理
- 3 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県白井市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社が発行できる株式の総数は、120株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡するには、取締役全員の承認を要する。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- ① 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提供して請求するとき
- ② 株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求するとき
- ③ 株式取得者が、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人その他の一般承継人であって、これを証する書面を提供して請求するとき
- ④ その他、会社法施行規則第 22 条第 1 項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 8 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株

主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日より3か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役が招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使できる株主全員の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

- 2 代表取締役に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社は、取締役2名以内を置く。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役の互選により、取締役の中から社長を1名選任する。

②社長は、これを代表取締役とし、当会社の業務を統括する。

(取締役に対する報酬等)

第21条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第24条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立の際に発行する株式の数)

第25条 当会社の設立時発行株式の数は普通株式30株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金150万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成20年8月末日までとする。

(設立時取締役)

第28条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

取締役 磯野 竜一

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第29条 発起人の氏名、住所、発起人が引き受けた株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住 所 千葉県白井市大山口2丁目11番3棟101号

氏 名 磯野 竜一

引受株数 普通株式 30株 金150万円

(法令の準拠)

第30条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、磯野設備株式会社を設立するために、発起人磯野竜一の定款作成人である行政書士細川泰裕は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成19年9月14日

発起人 磯野 竜一

上記代理人

行政書士 細川 泰裕



# 同一の情報の提供

提供の日付：2007年9月19日

公 証 人：醍 酐 隆



所属法務局：千葉地方法務局

公 証 役 場：船橋公証役場

千葉県船橋市湊町2-5-1

請求対象の登簿管理番号：0405000302000214

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人：醍 酐 隆

所属法務局：千葉地方法務局

公 証 役 場：船橋公証役場

千葉県船橋市湊町2-5-1

これは、保存された電磁的記録に記録された情報  
と同一である。